

大野大臣殿
十月五日(木) 治官会殿のりりす
十月五日(金) 周湯のかりす

優良教員の養成確保に関する対策について
昭和二五年九月八日
教育刷新審議会
第二九回總會採択

新学制になつてから、教員養成の機関(学芸大学、学芸学部および教育学部)を指す。以下同じ)を志望するものはなほ少なく、なかんずく小学校教員の志願者が激減し、将来教員任用上まことに寒心にたえないものがある。また現在の社会経済事情等は教職員の地位に不安の念を与え、この傾向は将来ますますはなはだしくなるおそれがある。優良教員の確保は教育改革上急務中の急務であるから、各方面から慎重に検討して対策を立てなければならぬ。

1 育等の教員養成施設は、制度上も大きな不備がある。故にこれらの欠陥に対して速かに適切な処置をとる必要がある。

甲 教員養成機関の改善充実策

1. 教員養成機関の任務の重要性と現状とにかんがみ、人的物的両面にわたり、速かにその整備拡充を図り、特に新視角に立つて検討を加え、適切なる教育組織と優秀なる教授陣容の樹立をはかる必要がある。

2. 右の応急対策の一つとして、出身学校の専門別にとらわれず、人物素質学力の優秀にして一定の教育経験ある者のうちより教育の学的研究を志す者を選び、一定の条件の下に国内および国外の留学をなさしめる途を開くような方策が必要である。

3. 幼稚園および特殊教育の教員、養護教員ならびに中学校の職業科、保健体育科の教員の養成施設は、はなはだ不備であるから、教員養成機関内にこれを設け、その整備を図り、またその学生に対する学

資貸与は、乙節下の人のイに準ずること。
4、幼稚園、小学校、中学校等の教員中には、現在臨時教員免許状のみを有するものが多数あるから、これらの教員が速かにその資格を向上し、教育力を充塞するために、現職教育の応急措置として、教員養成機関たる大学の内に、短期の臨時養成施設を設け、これらを入学せしめること。
5、高等学校における芸能科の教員は極めて少数で、教授に支障をきたす学校も少なくない。しかもその教員養成施設ははなはだ不備であるから、速かにその適切な施設を整備し、その学生に対する学資貸与は乙節下の人のロに準ずること。

乙 優良教員の確保に関する対策

3 一、教育奨学生制度および教育職員免許法改正に関する施策
1、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に多くの優良教員を招致す

4 るために、大学の学生で確実に教員を志望する者に対して教育奨学生の制度を拡充する必要があるから、日本育英会のこれに関する規定を左のように改正すること。

イ 教員養成機関たる大学の前二年の学生、少なくとも小学校教員志望者に対して、その全員に月額三千円（現在の基準で）の学資を貸与すること。

ロ 教員養成機関たる大学の後二年の学生に対して、一般奨学資金を貸与されない全員に月額二千円の学資を貸与すること。

ハ 中学校および高等学校の各学科、なかんずく職業科の教員を志望する大学の学生には、教育奨学生として月額二千円を貸与すること。

ニ 貸与学資金については、貸与された者が一定年数以上教職に従事した場合は、その返還の義務を免除すること。

2 日本育英会教育奨学生の制度にならない、各都道府県教育委員会が

その都道府県内の教員たらんとする学生に対して、教育奨学生制度を設けるよう勸奨すること。

3. 小学校における専科教員制度を考慮して、教育職員免許法を適当に改正すること。

4. 学識経歴に富み、人格識見の高い者であつて校長として適任であると認められる場合は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の校長として、特別任用の途を開くように教育職員免許法の一部を改正すること。

5. 広く一般社会より有能者の招致を容易ならしめるために、学識経歴に富み技術が優秀であつて中学校および高等学校の職業科、芸術科その他の学料の教員として適任であると認められる場合は、常勤又は非常勤の教員として特別任用の途を開くように教育職員免許法の一部を改正すること。

5. 教員資格の規定については、比較的優良な教員を少しでも多く得

6. るために、わが国の現実から遊離しないよう教育職員免許法を具体的に検討することの必要を認める。

二、教員待遇に関する施策

1. 教育財政を確立し、教育の自主性を確保し、教員の地位を安固ならしめること。

2. 教員の待遇を向上するため、教員俸給特別表を設け、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特殊学校の別なく、特に優良で有能な校長および教員は、現行一般俸給表の十四級程度まで昇進しうる途を開くこと。

3. 優良な校長および教員を永くその職に安んずることができるようにし、退職の際はその生活を保障しうるよう措置すること。

4. 教員の事務負担を軽減して、できるかぎり研究、研修をなしうるよう小学校、中学校に相当級の事務員をおくこと。

5. 特殊学級の増設に伴う教員の任用、専科的教員の任用、現職教育の必要等にかんがみ、一学級当りの生徒定員および教員数を、法規の定めるところによらしめること。

6. 養護教諭については、学校教育法第一〇三条をできるかぎり速かに廃止すること。

三、社会的評価の向上と精神的優遇とに関する施策

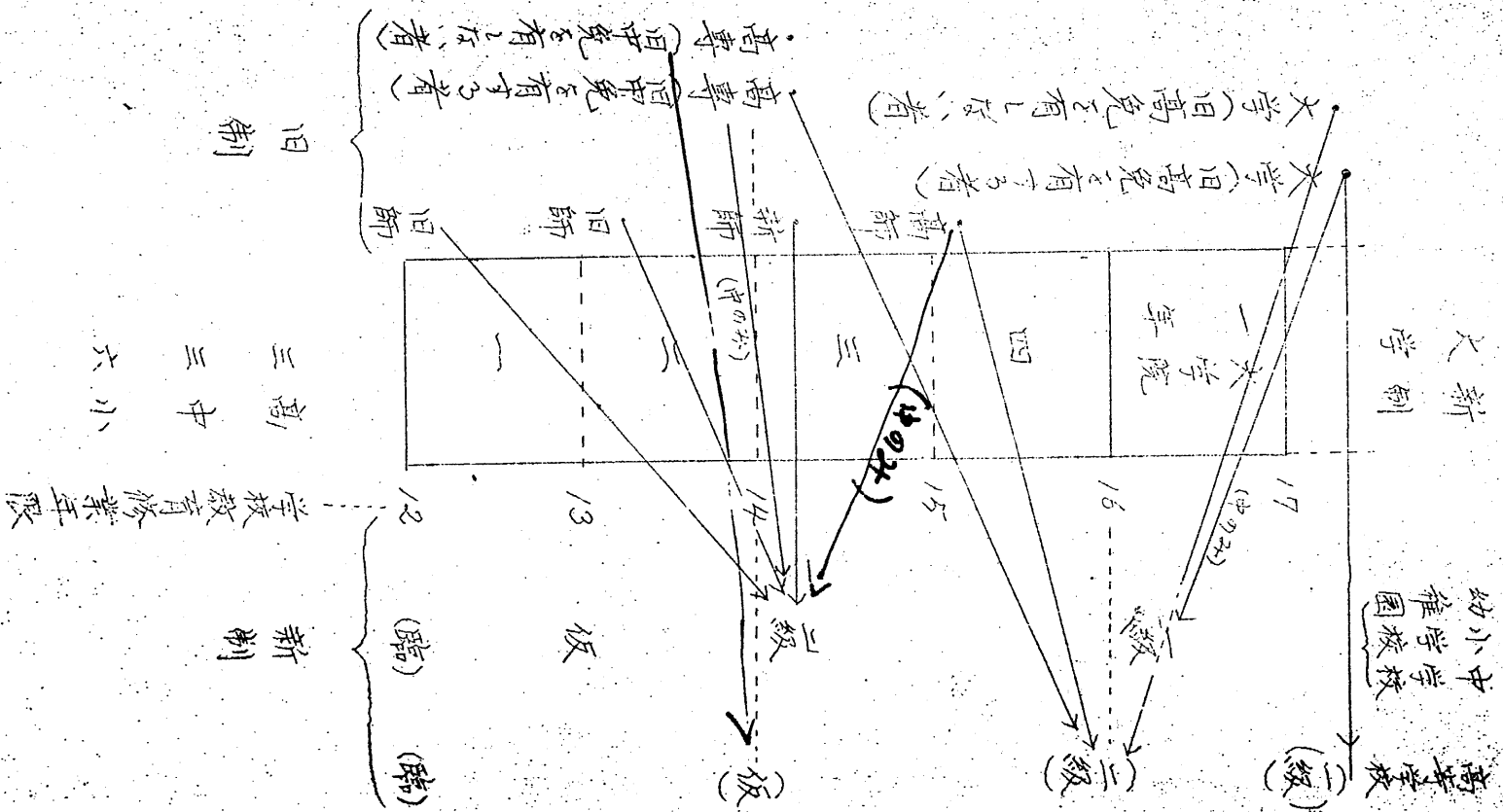
優良教員の招致、確保には、上記の諸事項と相まつて教育の社会的機能の発揮に努めることによつて、教育および教員に対する社会的評価を高め、教育尊重の気風を醸成し、教員の精神的優遇を図ることが大切である。これがために、次の施策が必要である。

イ 明治三十八年文部省令第十一号をもつて公布の小学校教育成績状規程を時代相応に改正して、教育上顕著な功績をあげた教職員あるいは学校を表彰する方途を講ずること。

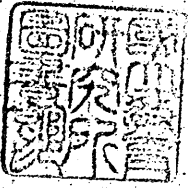
8. ロ 教育に関して拔群な功績ある者に対して、国家がその功勞に報い、名誉を表彰するために教育文化章（仮称）授与の制度を設けること。

ハ 前二項の何れかの一つの表彰等を受けた個人およびこれに匹敵するような顕著な功績のある教育者に対して、その居住する市町村がその議会にはかつて、名誉市（町村）民に推挙表彰するような制度を確立することが望ましい。

教員の養成免許に関する新旧制度対照表



(印は新免許状への切替を示す)



優良教員の養成確保に関する対策

第十九特別委員会報告

5-3
17

天野 17

新学制になつてから、教員養成の機関（学芸大学、学芸学部及び教育学部）を指す。以下同じ）を志望するものがはなだ少く、なかんずく小学校教員の志願者が激減し、将来教員任用上まことに寒心にたえなぬものがある。また現在の社会経済事情等は教職員の地位に不安の念を与へこの傾向は将来ますます甚だしくなるおそれがある。優良教員の確保は教育改革上急務中の（国家的）急務であるから、各方面から慎重に検討して対策を立てねばならない。

さらに現在において教員養成機関は（新しい制度の下に出発したばかりで）その内容が一般になお甚だ貧弱であり、ことに中学校、高等学校のある学科及び幼稚園、特殊教育等の教員養成施設は（制度上も）大きな不備がある。故にこれらの欠陥に対して速かに適切を処置をとる必要がある。

甲 教員養成機関の改善充実策

- 1 教員養成機関の任務の重要性と現状とにかんがみ、人的物的両面にわたり速かに、その整備拡充を図り、特に新視角に立つて検討を加へ適切なる教育組織と優秀なる教授陣容の樹立をはかる必要がある。
- 2 右の応急対策の一つとして、出身学校の専門別にとられず、人物素質学力の優秀にして一定の教育経験ある者のうちより教育の学的研究を志す者を選び、一定の条件の下に国内及び国外の留学をさしめらる途を開くが如き方策が必要である。
- 3 幼稚園及び特殊教育の教員、養護教員ならびに中学校の職業科保健体育科の教員の養成施設は甚だ不備であるから教員養成機関内にこれを設け、その整備を図り、またその学生に対する学費貸与は、乙節一

のノのイに準ずること。

4 幼稚園、小学校、中学校等の教員中には現在臨時教員免許状のみを有するものが多数あるから、これらの教員が速かにその資格を向上し教育力を充実するため、現職教員の応急措置として、教員養成機関たる大学の内に、短期の臨時養成施設を設け、これらを入学者せしめること。

5 高等学校における芸能科の教員は極めて少数で教授に支障をきたす学校も少なくない。しかもその教員養成施設は甚だ不備であるから、速かにその適切を施設を整備し、その学生に対する学資貸与は乙節一のノのロに準ずること。

乙 優良教員の確保に関する対策

一、教育奨学生制度及び教員免許法改正に関する施策

ノ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に多くの優良教員を招致するため、大学の学生で（確実に）教員を志望する者に対して教育奨学生の制度を拡充する必要があるから、日本育英会のこれに関する規定を左のごとく改正すること。

イ 教員養成機関たる大学の前二年の学生、少くとも小学校教員志望者に対してその全員に月額三千円の学資を貸与すること。

ロ 教員養成機関たる大学の後二年の学生に対して、一般奨学資金を貸与されない全員に月額二千円の学資を貸与すること。

ハ 中学校及び高等学校の各学科をかんずく職業科の教員を志望する学生には教育奨学生として月額二千円を貸与すること。

ニ 貸与学資金については、貸与された者が一定年数以上教職に従事した場合は、その返還の義務を免除すること。

2 日本育英会教育奨学生の制度にわらい、各都道府県教育委員会が、その都道府県内の教員たらしとする学生に対して教育奨学生の制度を設けるよう勸奨すること。

3 小学校における専科教員制度を考慮して教育職員免許法を適当に改正すること。

4 学識経験に富み、人格識見の高い者であつて校長として適任であると認められる場合は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の校長として、特別任用の途を開くように教育職員免許法の一部を改正すること。

5 広く一般社会より有能者の招致を容易ならしめる為、学識経験に富み技術が優秀であつて中学校及び高等学校の職業科、芸術科その他の学科の教員として適任であると認められる場合は、常勤又は非常勤の教員として特別任用の途を開くように教育職員免許法の一部を改正すること。

6 教員資格の規定については、比較的優良な教員を少しでも多く得るために我国の現実から遊離せざるよう教育職員免許法を具体的に検討することの必要を認める。

二、教員待遇に関する施策

6 1 教育財政を確立し、教育の自主性を確保し、教員の地位を安固ならしめること。

2 教員の待遇を向上するため教員俸給特別表を設け、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、特殊学校の別なく（特に）優良で有能な（校長）及び教員は現行一般俸給表の十四級程度まで昇進しうる途を開くこと。

3 優良な校長及び教員を永くその職に安んずることができらうにし、退職の際はその生活を保障しうらふよう措置すること。

4 教員の重務負担を軽減してできるかぎり研究研修をなしうるよう小学校、中学校に相当数の事務員をおくこと。

5 特殊学級の増設に伴う教員の任用、専科的教員の任用、現職教育の必要等にかんがみ、一学級当りの生徒定員及び教員数を法規の定める処にらしめること。

6 養護教諭については、学校教育法第一〇三條を可及的速かに廢止すること。

三、社会的評價の向上と精神的優遇とに關する施策

優良教員の招致、確保には、上記の諸事項と相まつて教育の社会的機能の發揮に努めることによつて、教育及び教員に對する社会的評價を高め、教育尊重の気風を醸成し、教員の精神的優遇を図ることが大切である。これがために次の施策が必要である。

イ 明治三十八年文部省令第十一号をもつて公布の小学校教育教績規程を時代相應に改正して、教育上顯著な功績をあげた教職員あるいは学校を表彰する方途を講ずること。

ロ 教育に關して拔群な功績ある者に對して国家がその功勞に報い各譽を表彰するため教育文化章（仮称）授与の制度を設けること。

ハ 前二項の何れかの一つの表彰等を受けた個人およびこれに匹敵す

るような顯著な功績のある教育者に對して、その住居たる市町村がその議会にはかつて、名誉市（町村）民に推挙表彰するような制度を確立することが望ましい。

